

平成30年4月24日

〒160-0022

東京都新宿区新宿 3-19-4 MLJ 新宿ビル 6階
株式会社メイション 御中

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目 28-2

KS 千種ビル 6階F

事務局長 野澤厚美

TEL : 052-734-8107 FAX : 052-734-8108

問 い 合 わ せ 兼 申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

今般、貴社が使用している「1. 5次会婚契約書」につき、消費者保護の観点から検討をさせて頂きました結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる記載がありました。

つきましては、別紙のとおり、問い合わせ、ないし是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成30年5月24日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

また、本問い合わせ及び申入れの内容、申入れに対する貴社の御回答の有無、内容並びに本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

第4条【開催日時・バンケット・プランの変更】

1 乙は、甲から会場の変更希望を頂いた際は、速やかにその可否を各サービス事業者を確認をとり、甲にその結果を連絡致します。

2 甲が、前項の変更を行う際は、所定の変更手数料及び別の諸条件に変更が生じる場合がございます。

乙は甲に手数料、諸条件変更のご了承を頂いたのち、諸手続を実施致します。但し、提供する事業者（以下、「サービス事業者」という）の状況により、変更に応じることができない場合もございます。予めご了承ください。

3 乙は、甲がすべての諸条件を確認後、変更が決定し次第、甲に通知を送付致します。通知が届いた日から1週間以内に甲は、本契約時に指定した口座に会場変更手数料をお振込ください。尚、お支払いが遅れた際は、変更の申し入れを無効とします。

4 変更手数料は下記のとおりです。

契約締結日より5日以内 変更料無料

契約締結日より6日目～開催90日まで

¥50,000（税抜・サ込）＋会場への変更手数料実費並びに印刷物等の実費

開催89日前～30日前日まで

¥150,000（税抜・サ込）＋会場への変更手数料実費並びに印刷物等の実費

開催29日前～開催当日

¥200,000（税抜・サ込）＋会場への変更手数料実費並びに印刷物等の実費

1 申入れの趣旨

(1) 第1項はテーマに沿った内容に改訂してください。

(2) 第4項を削除するか、消費者契約法9条1号に沿った内容に改定してください。

2 申入れの理由

(1) 第1項について

本条のテーマは、「開催日時・バンケット・プランの変更」です。

ところが、第1項では会場変更についての記載がなされており、会場変更については第5条に定められておりますので、誤記と思われま

(2) 第4項について

消費者契約法9条1号は、「契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」について、「これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」場合、当該超過部分を無効としています。

ここで本項をみるに、開催日時やバンケット・プランの変更を、従来の契約のキャンセルと新しい契約の締結と捉えれば、本項は「契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」といえるところ、かかる変更をするにあたり、会場への変更手数料実費等に加えて、貴社において、5万円から20万円もの損害が発生する合理的な理由が見当たりません。

したがって、当団体は、貴社に対し、当約定を、キャンセル等の時期に応じた平均的損害を超えないような内容に改定するよう、申し入れをします。

第5条【会場の変更】

- 1 乙は、甲から会場の変更希望を頂いた際は、速やかにその可否を各サービス事業者を確認をとり、甲にその結果を連絡致します。
- 2 甲が、前項の変更を行う際は、所定の変更手数料及び別の諸条件に変更が生じる場合がございます。
乙は甲に手数料、諸条件変更のご了承を頂いたのち、諸手続きを実施致します。
- 3 乙は、甲がすべての諸条件を確認後、会場の変更が決定し次第、甲に通知を送付致します。通知が届いた日から1週間以内に甲は、本契約時に指定した口座に会場変更手数料をお振込ください。尚、お支払いが遅れた際は、変更の申し入れを無効とします。
- 4 会場変更手数料は、下記に記載のキャンセル料に準じます。

1 申し入れの趣旨

第5条第4項について、削除するか、消費者契約法9条1号に沿った内容に改定してください。

2 申し入れの理由

上述のとおり、消費者契約法9条1号は、「契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」について、「これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」場合、当該超過部分を無効としています。

そして、第5条4項は、会場の変更を、従来の契約のキャンセルと新しい契約の締結と捉えれば、「契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」といえます。

ここで本条項及びこれが準用する第6条3項をみるに、そもそも、消費者が会場変更を行うにあたり、会場への変更手数料やキャンセル料などの実費に加えて、貴社において、本各項所定の損害が発生する合理的な理由が見当たりません。

したがって、当団体は、貴社に対し、第5条4項を削除するか、会場変更の時期に応じた平均的損害を超えないような内容に改定するよう、申し入れをします。

問い合わせ事項

第6条【中途解約】

1 甲は、本契約を甲の都合で解約をされる場合、生じるすべてのキャンセル料を乙にお支払い頂きます。

甲は乙より本契約書に基づいたキャンセル料の通知を受けた日から1週間以内に、本契約時に指定した口座にキャンセル料をお振り込みください。また、お支払いに要する手数料は甲の負担とします。

2 キャンセル料が前項の支払期日までにお支払い頂けない場合は、支払期日翌日より支払済みまで、最終請求額に遅延損害金（年利14.6%として算出）を加算してご請求致します。

3 キャンセル料の金額は下記のとおりです。

契約締結日より5日以内 ￥30,000+実費

契約締結日より6日目～開催180日前まで

￥84,999円+実費（会場へのキャンセル料、各アイテムのキャンセル料、納品済アイテムの費用）

179日前以降90日目まで ￥168,000+実費（同上）

89日目以降60日目まで 見積額の15%+実費（同上）

59日目以降30日目まで 見積額の18%+実費（同上）

29日目以降前日まで 見積額の20%+実費（同上）

開催当日 見積額の全額

1 問い合わせの趣旨

貴社において、本契約締結後（あるいは開催日のどの程度前の時点で）、本契約を締結した消費者のために、どのような内容の事務処理を行うのか、ご回答下さい。

2 問い合わせの理由

上述のとおり、消費者契約法9条1号は、「契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」について、「これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」場合、当該超過部分を無効としています。

そして、第6条3項は、まさに「契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」です。

ここで本条項をみるに、消費者が本契約のキャンセルを行ったことに伴い、会場へのキャンセル料などの実費に加えて、貴社において、第6条3項所定の損害が発生するかどうか、判然としません。なぜなら、貴社において、どの段階で、こういった内容の事務処理を行うのか、そもそも判然としないからです。

したがって、当団体は、貴社に対し、本契約締結後（あるいは開催日のどの程度前の時点で）、どのような内容の事務処理を行うのかについて、回答を求めます。

以上